

太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

### 太田市条例第9号

太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表中

スポーツ推進委員		年額	72,000円
特別職報酬等審議会	会長	日額	9,000円
	委員	〃	8,000円

を

スポーツ推進委員		〃	4,000円
特別職報酬等審議会	会長	〃	9,000円
	委員	〃	8,000円

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。